

悪臭に係る基準（条例）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第7（第68条関係）

平成14年7月1日施行

| 区 域 の 区 分 | | 悪臭原因物である水で工場又は指定作業場から排出されるものに係る当該工場又は指定作業場の敷地外における悪臭の許容限度 |
|--|---|---|
| 種別 | 該当地域 | |
| 第一種区域 | 1 第一種低層住居専用地域 2 第二種低層住居専用地域 3 第一種中高層住居専用地域 4 第二種中高層住居専用地域 5 第一種住居地域 6 第二種住居地域 7 準住居地域 8 無指定地域(第二種区域及び第三種区域に該当する区域を除く。) | 臭気指数 26 |
| 第二種区域 | 1 近隣商業地域 2 商業地域 3 準工業地域 4 前三号に掲げる地域に接する地先及び水面 | 臭気指数 28 |
| 第三種区域 | 1 工業地域 2 工業専用地域 3 前二号に掲げる地域に接する地先及び水面 | 臭気指数 29 |
| 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき知事が指定する地域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第81条第3項（第82条第2項において準用する場合を含む。）及び第91条において適用する場合を除き、適用しない。 | | |

備考

- 臭気指数とは、気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、人間の嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を求め、その希釈の倍数の値の対数に10を乗じて求めた値をいう。
- 悪臭の測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第63号)の規定に基づく方法によるものとする。